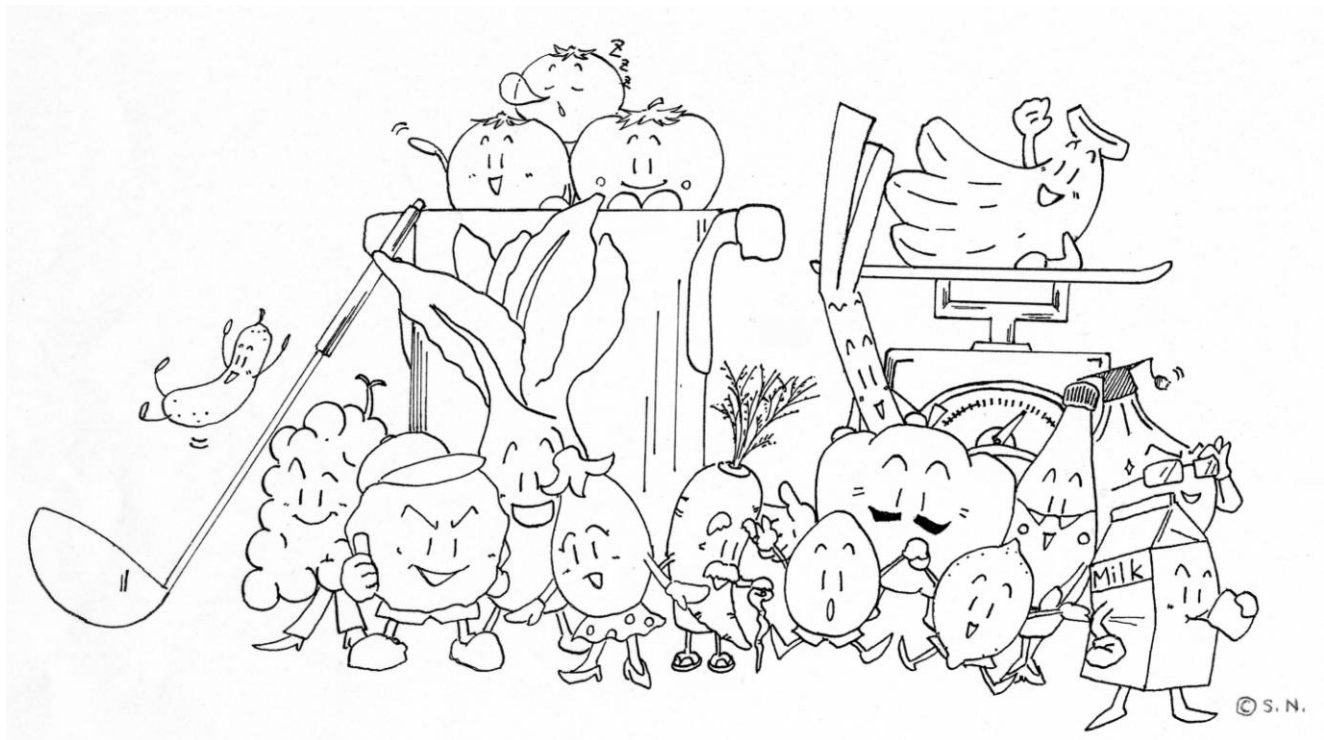


小金井市食育推進計画

(平成25～28年度)



小金井らしい食生活のある ひとづくり・まちづくり
～ Koganei-Style の地域展開 ～

平成25年12月

小金井市

小金井らしい食育を推進するために
～ Koganei-Style の地域展開 ～

食は、生きていく上で欠かせない元気の源であり、健康な体と心を育みます。また、家族や地域と関わるコミュニケーションを作ります。

本市ではこれまで、平成20年6月に「小金井市食育推進計画」を策定し、「野菜」「団らん」「ふれあい」「環境」をキーワードとする「小金井らしい食生活」のあるひとづくり・まちづくりを“Koganei-Style”として、地域に展開するための施策に取り組んでまいりました。

近年、ライフスタイルが多様化していることや一人暮らし世帯の増加といった生活環境の変化から、不規則な食習慣や栄養の偏りなどの問題が深刻化しております。食に関して、健康志向の情報が充実する一方で、食の安全を脅かす様々なニュースも後を絶ちません。

このような背景の中、生涯にわたるライフステージに応じた施策を充実させることにより、市民一人ひとりが、また食に携わる様々な分野の方が、健全で豊かな食生活を自ら選び、実践する力を育んでいくことができるように、本計画を改定いたしました。

今後も、市民、生産者、事業者、各種団体の皆様とより一層の連携を図り、健康に暮らせるまち・小金井をつくってまいります。

本計画の改定にあたり、パブリックコメント等を通じて貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様、小金井市食育推進会議の皆様、食育に関わる団体・事業者の皆様のご協力に心から感謝を申し上げますとともに本計画の実現に向け、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成25年12月

小金井市長

箱葉孝考



目 次

1	食育推進計画の策定にあたって	
	(1)食育とは	1
	(2)計画の位置付け	1
	(3)計画の期間	2
2	小金井市の食をめぐる現状と課題	
	(1)小金井市の概況	3
	(2)小金井市の取組	3
	(3)市民の食に関する意識（食育市民アンケート調査結果）の現状と課題	4
	① 食育の認知（食育の意味）	4
	② 食育への関心	4
	③ 食育への関心理由	5
	④ 朝食の欠食状況	6
	⑤ 朝食を欠食し始めた時期	7
	⑥ 誰と朝食を食べているか	7
	⑦ 家庭での食育の役割	8
	⑧ 食事の栄養バランス及び改善意欲	8
	⑨ 地場野菜の購入状況	9
	(4)市及び市内団体による食育関連事業の実施状況と課題	10
	(5)小金井市における食育に関する情報収集の現状と課題	11
3	食育推進の基本的な考え方	
	(1)小金井市における食育の基本方針	12
	(2)取組の指標	13
4	具体的な施策の展開	
	(1)食育の土台づくり～啓発活動の充実と情報の整備～	15
	① 啓発活動の充実	15
	② 情報の整備	15
	(2)生涯にわたるライフステージに応じた食育推進	16
	① 乳幼児と保護者の食育推進	16
	② 学齢期の食育推進	18
	③ 高校生から成人・高齢者等の食育推進	19

(3) “Koganei-Style”の地域展開～生産者・事業者・団体の連携強化～	20
① 生産者の食育活動に対する促進策	21
② 事業者の食育活動に対する促進策	21
③ 各種団体等の食育推進活動に対する促進策	22

5 計画の推進に向けて

(1) 施策の推進体制	23
(2) 関係者の役割	24

資 料

(1) 食育推進会議及び検討経過	26
(2) 食育基本法	27
(3) 小金井市食育推進基本条例	33



1 食育推進計画の策定にあたって

(1) 食育とは

食育とは「生きる上での基本」であり、「様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」ことです。また、一人一人が「食」について意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、心身の健康を増進する健全な食生活を実現することが求められています。

食育基本法における食育の基本理念

- ① 国民の心身の健康と豊かな人間形成（第2条）
- ② 食に関する感謝の念と理解（第3条）
- ③ 食育推進運動の展開（第4条）
- ④ 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割（第5条）
- ⑤ 食に関する体験活動と食育推進活動の実践（第6条）
- ⑥ 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献（第7条）
- ⑦ 食品の安全性の確保等における食育の役割（第8条）

(2) 計画の位置付け

平成17年6月に制定された食育基本法（平成17年法律第63号）に基づき、国は平成18年3月に食育推進基本計画を策定し、平成23年3月には第2次食育推進基本計画を策定しました。

東京都は平成18年9月に東京都食育推進計画を策定し、平成23年7月には計画の改正を行い、都民の将来にわたる健康の確保と次代を担う感性豊かな人材の育成を図るため、食育をすべての世代の都民を対象に進めていくとしています。

小金井市においても、同法18条第1項の規定に基づく市町村食育計画として平成20年6月に小金井市食育推進計画を策定し、平成20年度から平成22年度までを計画期間として食育を総合的かつ計画的に推進するための施策に取り組んできました。

平成23年度以降は、計画期間を平成24年度まで延伸し、国、東京都の計画改正や平成25年3月に公布された小金井市食育推進基本条例も踏まえた検討を行い、本計画を改定するものです。

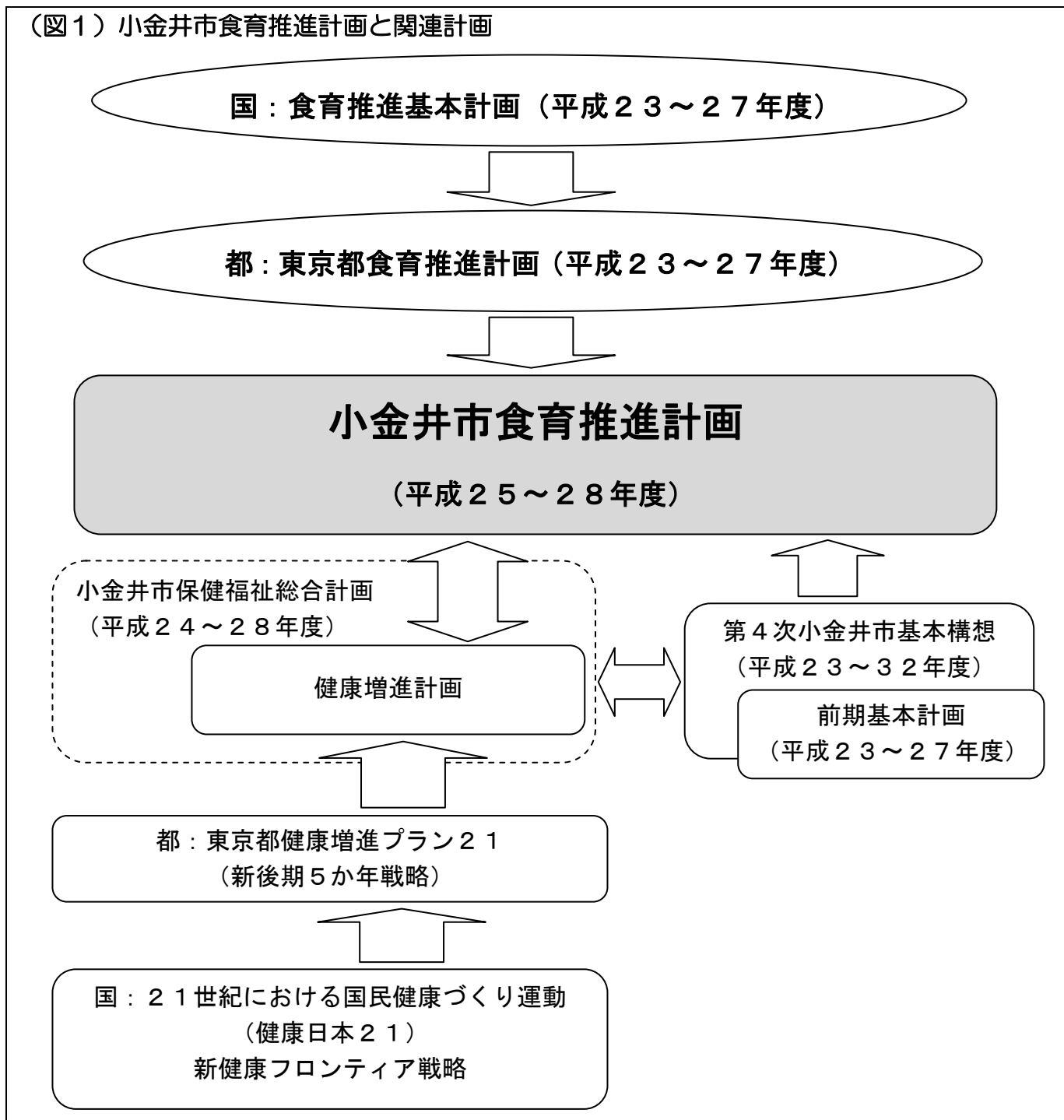
本計画は、平成23年度から平成32年度までの10年間の市政の方向性を定めた第4次基本構想や、その実現のための前期基本計画、保健福祉総合計画（平成24年3月策定）、その他の関連計画等とも整合を図るものとしします。

(3) 計画の期間

国の食育推進基本計画及び東京都の食育推進計画においては、目標値を平成27年度までに達成するとされています。

これらの計画の結果を踏まえて分析を行うために、図1のとおり、本計画は平成25年度から平成28年度までを計画年度とし、4年間での集中的な取組を進めることとします。

(図1) 小金井市食育推進計画と関連計画





2 小金井市の食をめぐる現状と課題

(1) 小金井市の概況

小金井市は、東京都のほぼ中央に位置し、市域は東西 4.1 km、南北 4.0 km、面積 11.33 km²です。昭和33年10月に市制を施行し、現在は11万人を超える方が小金井市で暮らしています。

野川、玉川上水や国分寺崖線（はげ）、武蔵野公園、野川公園、小金井公園など、豊かなみどりと水に恵まれています。また、生産緑地や都市農地の保全に取り組み、江戸東京野菜など地場産農産物の流通促進に努めています。

(2) 小金井市の取組

「野菜」「団らん」「ふれあい」「環境」をキーワードとし、小金井らしい食生活のあるひとづくり・まちづくりを、“Koganei-Style”として地域に展開しています。

(参考) 小金井らしい食生活とは？

～「野菜」「団らん」「ふれあい」「環境」をキーワードに小金井らしさを～

●地場を中心とした新鮮な野菜を楽しみ、低農薬等、良質な野菜にこだわる。

➢庭先直売所等で新鮮な朝採れ野菜を買い、旬の味わいを楽しむ。

➢コンビニエンスストアやファミリーレストラン等を利用する時にも、全体の食のバランスを忘れない。

●家の人や友人・知人との団らんを大切にした食事をする。

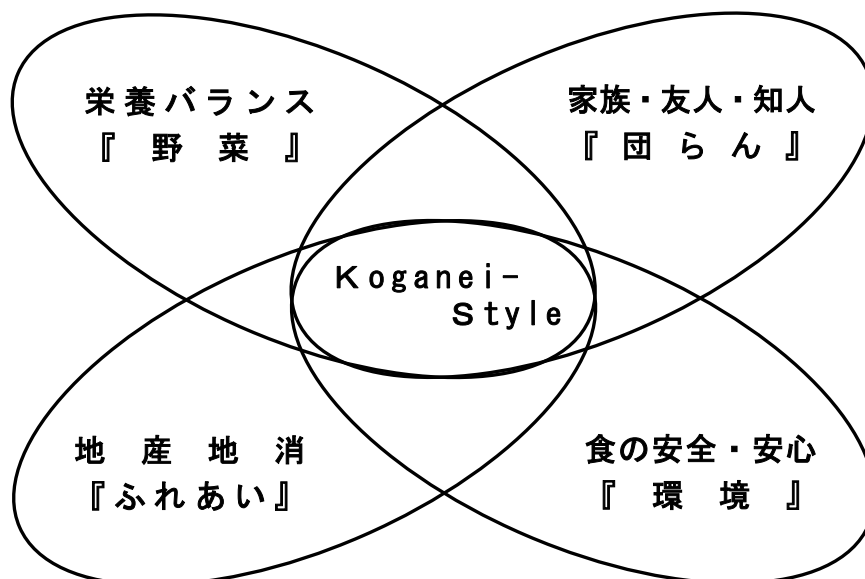
➢朝夕のせめてどちらかは、家で食卓を囲む。

➢家の人や親しい友人・知人と、食事を共にし、ながら食事をやめて楽しく語らう時間を大切にする。

●地域のふれあいを大切にし、環境に優しい食生活を実践する。

➢ボランティアやサークル活動等、食を通じて地域の人と人がふれあう。

➢地産地消や環境に配慮した料理等、個々人ができる範囲で工夫する。



(3) 市民の食に関する意識（食育市民アンケート調査結果）の現状と課題

小金井市では、平成20年6月に策定された本計画（平成20～22年度）において設定している取組の指標が達成されているか、「小金井らしい食生活」が達成されているかを把握し、現在の市民の食生活の実態を明らかにすることを目的として、平成20年11月に「第1回食育市民アンケート」、平成22年12月に「第2回食育市民アンケート」を実施しました。これらは、年齢と男女を考慮して無作為に抽出した(層化2段階抽出法)2,000人を対象とし、回答率はそれぞれ44.4%、41.8%でした。

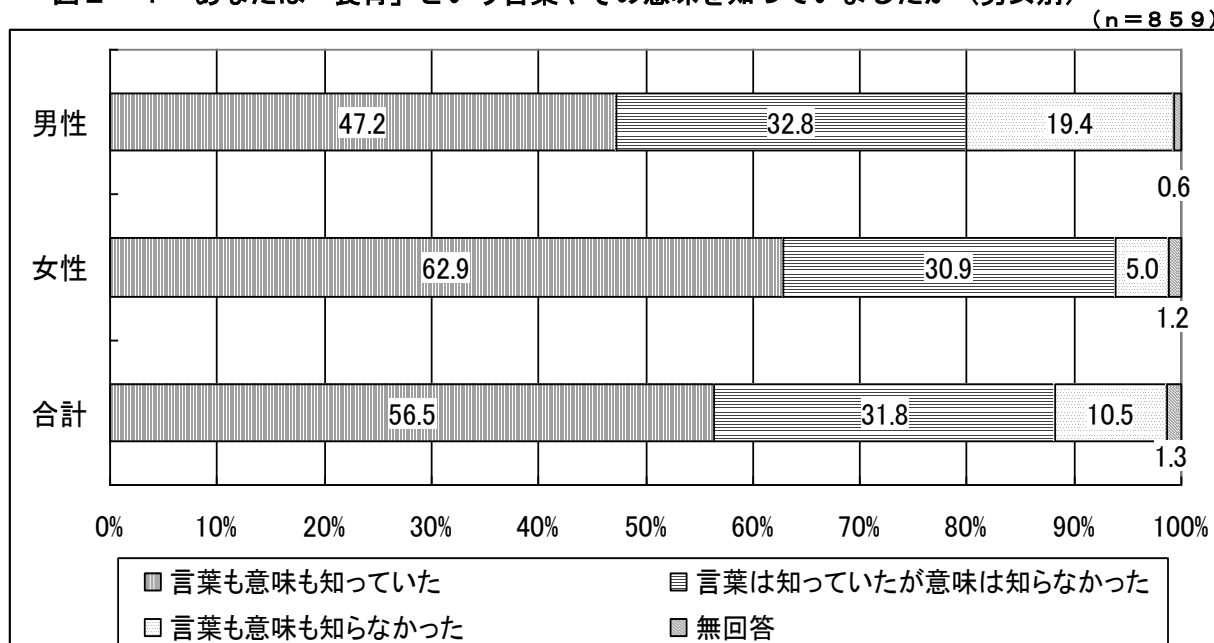
以下に、本計画の取組の指標と関連の深いアンケート項目について、第2回食育市民アンケートの結果を紹介します。

① 食育の認知（食育の意味）

「食育」という言葉やその意味を知っていたか尋ねたところ（図2-1）、「言葉も意味も知っていた」が男女合計で56.5%と最も多く、「言葉は知っていたが意味は知らなかった」の31.8%と合わせて88.3%が「食育」という言葉を知っていました。

前回の調査と比較すると、「言葉も意味も知っていた」が53.8%から56.5%(2.7ポイント増)、「言葉は知っていたが意味は知らなかった」が31.6%から31.8%(0.2ポイント増)となり、認知の広がりが分かります。

図2-1 あなたは「食育」という言葉やその意味を知っていましたか（男女別）



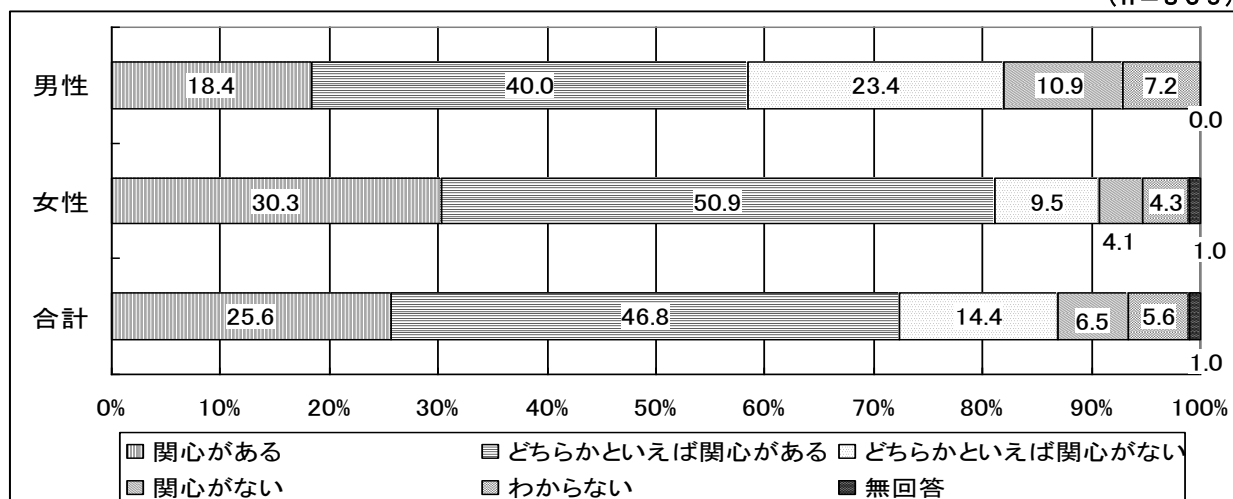
② 食育への関心

食育に関心があるかを尋ねたところ（図2-2）、「関心がある」が25.6%、「どちらかというに関心がある」が46.8%であり、これらを合わせると、72.4%の方が食育に関心を持っていることが分かります。

なお、男女別にみると、「関心がある」「どちらかといえば関心がある」割合の合計が男性は58.4%、女性は81.2%であり、男性に比べ女性の方が関心が高い状況が明らかになりました。

図2-2 あなたは「食育」に関心がありますか（男女別）

(n=859)



③ 食育への関心理由

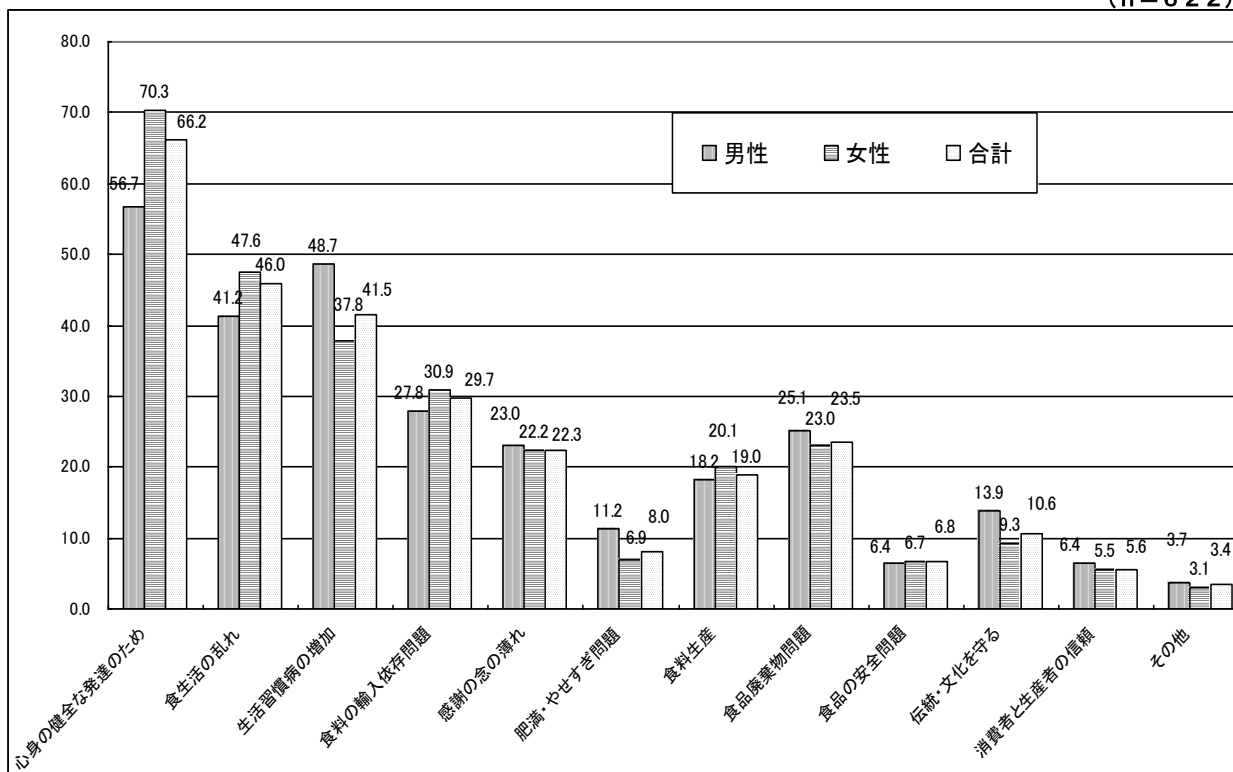
食育に「興味がある」「どちらかといえば興味がある」とした622人に対し、その理由は何かに
ついて14項目の中から3つまで選択するよう尋ねました。（図2-3）

男女合計では「心身の健全な発達」66.2%、「食生活の乱れ」46.0%、「生活習慣病の増加」
41.5%と、この3つが主要な理由でした。

男女別にみると、「心身の健全な発達」では女性の方が70.3%で56.7%の男性より13.6ポイン
ト高く、「生活習慣病の増加」は男性の方が48.7%で37.8%の女性より10.9ポイント高くなって
います。

図2-3 あなたが「食育」に関心のある理由は何ですか（複数回答）（男女別）

(n=622)



④ 朝食の欠食状況

朝食を欠食するか尋ねたところ（図2-4-1）、「ほとんど毎日食べる」が86.6%であり、1割強の人が朝食を欠食しており、男女別にみると、朝食の欠食は男性の方が多くなっています。

朝食の欠食状況における「ほとんど毎日食べる」と「欠食することがある」を家族類型別にみると（図2-4-2）、「単身世帯」は朝食を欠食しやすい傾向にあります。

男女別にみると、男性の欠食率は「単身世帯」（36.1%）、「核家族世帯」（13.0%）、「拡大家族世帯^{（注1）}」（6.2%）の順であるのに対し、女性は「単身世帯」（35.0%）、「拡大家族世帯」（12.1%）、「核家族世帯」（8.2%）でした。

図2-4-1 あなたはふだん朝食を食べますか（男女別）

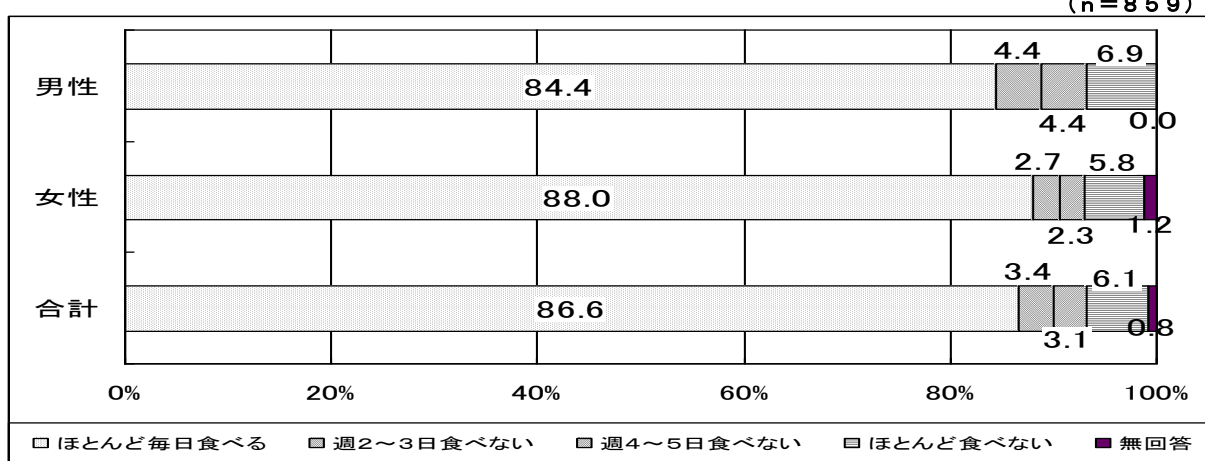
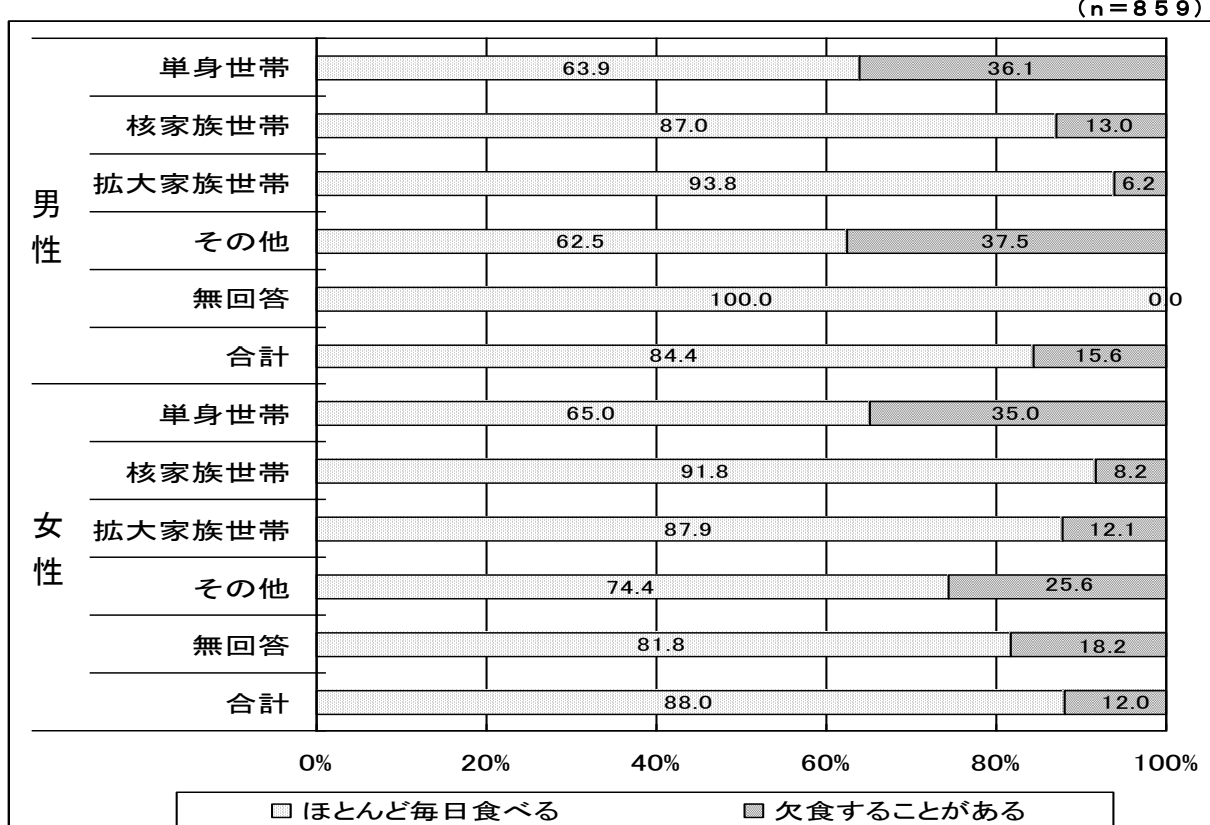


図2-4-2 あなたはふだん朝食を食べますか（家族類型別・男女別）



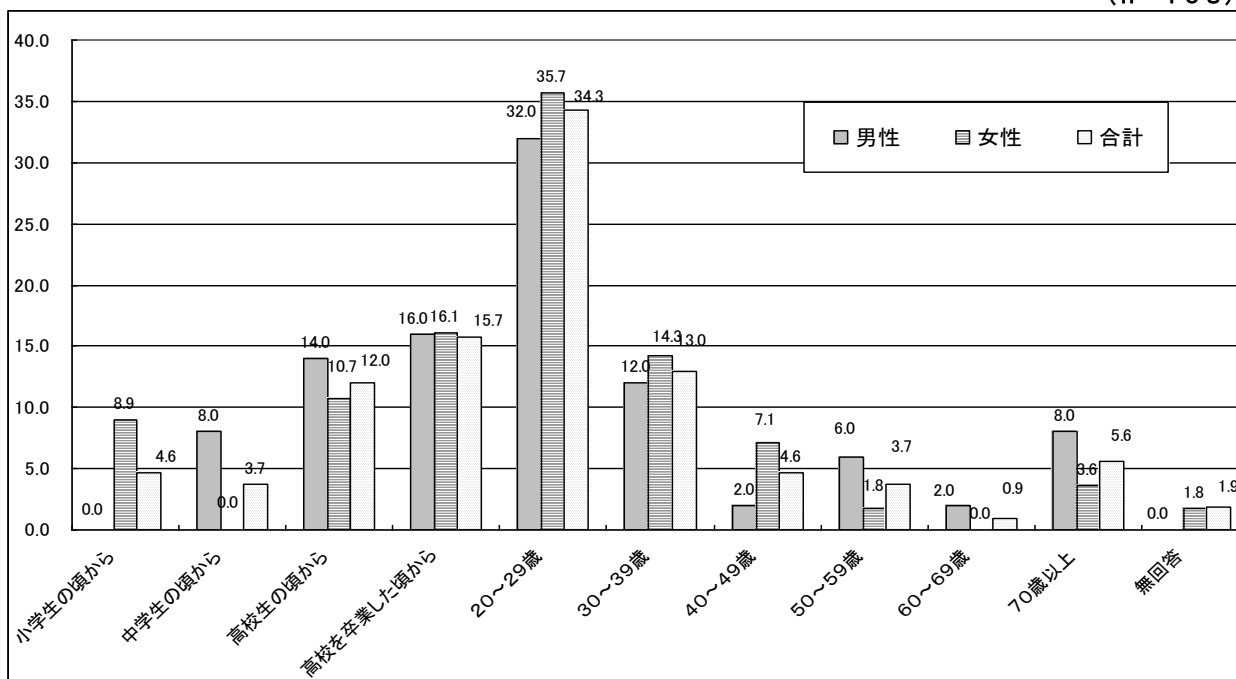
（注1）親と、結婚した子どもの家族などが同居する家族形態のことです。

⑤ 朝食を欠食し始めた時期

朝食の欠食状況において、「週2～3回食べない」「週4～5回食べない」「ほとんど食べない」と回答した方108人に対して、いつ頃から朝食を食べなくなったかを尋ねたところ(図2-5)、「20～29歳」の男女合計34.3%と、「高校を卒業した頃から」の男女合計15.7%とで合わせて50.0%を占めており、学齢期のみならず、高校卒業からの20代の時期の食育の取組が重要であることが分かります。

図2-5 いつ頃から朝食を食べなくなりましたか(男女別)

(n=108)

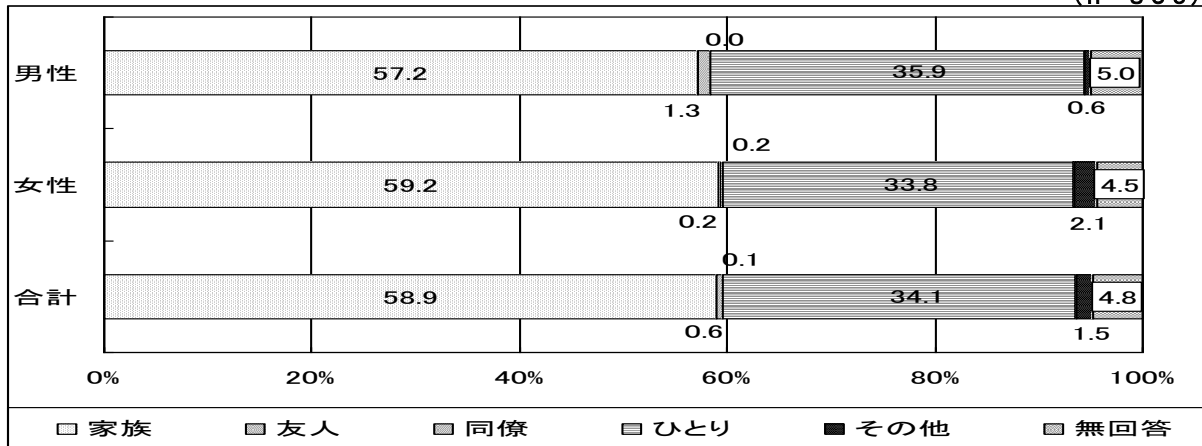


⑥ 誰と朝食を食べているか

誰と朝食を食べているかを尋ねたところ(図2-6)、「家族」が男性では57.2%、女性では59.2%と最も多く、次いで「ひとり」が男性では35.9%、女性では33.8%と高い割合でした。前回と比べると60歳以上で「家族」と答えた割合が減少し、「ひとり」と答えた割合が増加し、高齢者がひとりで朝食を食べる割合が増えています。

図2-6 あなたはふだん誰と朝食を食べますか(男女別)

(n=859)

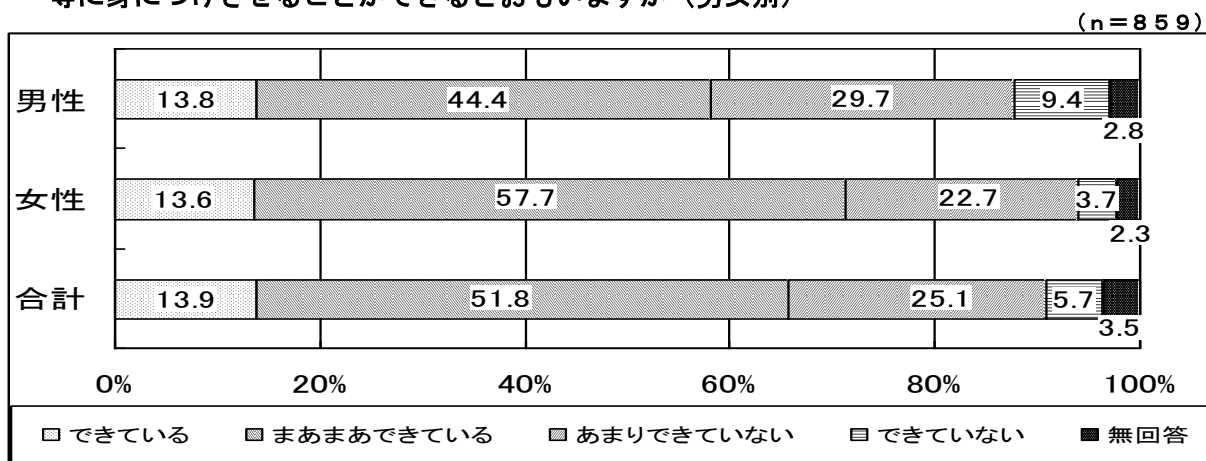


⑦ 家庭での食育の役割

家庭における「食育」によって、よい食習慣を身につける、または子ども等に身につけさせることができているかを尋ねたところ（図2-7）、「できている」「まあまあできている」を合わせた比率は男女合計で65.7%でした。

男女別でみると、「あまりできていない」「できていない」を合わせた比率は、男性39.1%、女性26.4%であり、男性の方が「できていない」と考えている人が多い状況でした。

図2-7 あなたは、家庭における「食育」によって、よい食習慣を身につける、または子ども等に身につけさせることができるとおもいますか（男女別）



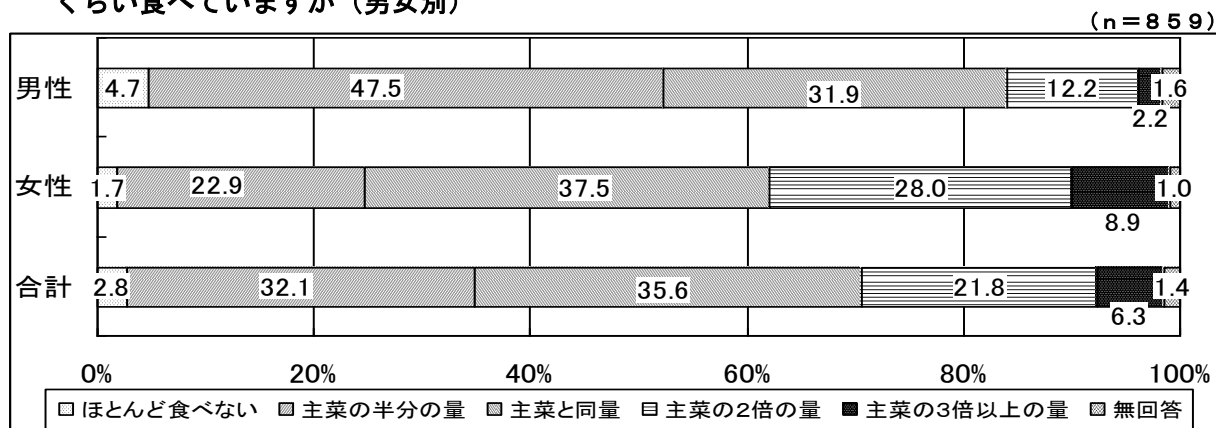
⑧ 食事の栄養バランス及び改善意欲

小金井市の取組の指標である「食事のバランス等に気を付けている」では、小学4年生・中学1年生共に50%以上、改善意欲のある市民60%以上を掲げています。食事の栄養バランス及び改善意欲として、野菜の摂取量について尋ねました（図2-8）。

「野菜をどのくらい食べているか」を尋ねたところ、男女合計では「主菜と同量」の35.6%が最も多く、次いで「主菜の半分の量」の32.1%でした。理想的とされている「主菜の2倍」「主菜の3倍以上」は合わせて28.1%と3割程度に留まりました。

男女別にみると、「主菜の半分の量」「ほとんど食べない」を合わせると男性52.2%、女性24.6%となっており、男性は2人に1人、女性は4人に1人が明らかに野菜不足となっています。

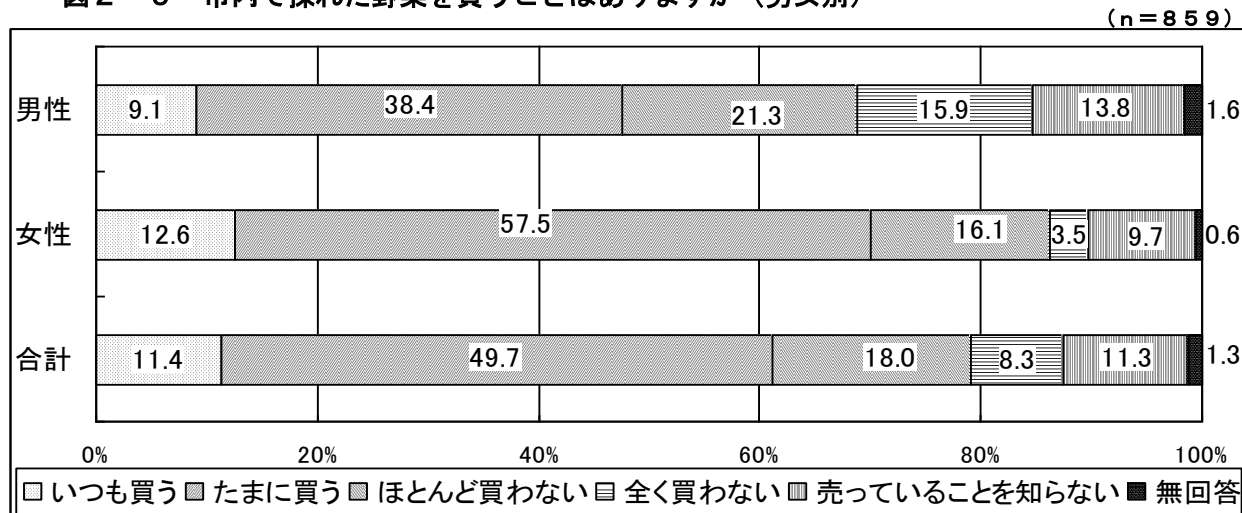
図2-8 あなたは主菜(肉・魚などを使ったメイン料理のこと)を食べる時、一緒に野菜をどのくらい食べていますか（男女別）



⑨ 地場野菜の購入状況

市内で採れた野菜を買うことがあるか尋ねたところ、男女合計では「いつも買う」11.4%、「たまに買う」49.7%を合わせて61.1%が市内で採れた野菜を買うことがあるとしており、「売っていることを知らない」は11.3%でした。

図2-9 市内で採れた野菜を買うことはありますか（男女別）



以上のアンケートの結果から、食育という言葉や意味の認知は広がってきており、市民の健康に対する意識は少なからず高まってきてはいますが、まだまだ行動としては変化してきていない状況が窺えました。

この調査で、単身世帯の「朝食を欠食することがある」と回答した人数は依然と高い数値であり、また、高齢者の朝食の欠食も前回の調査よりも増加傾向にあります。この調査の分析から明らかになったことは、「ひとり」で食事をする人は、朝食・夕食共に、食べない割合が多いというものでした。「小金井らしい食生活」のキーワードである「団らん」や「ふれあい」を活かして、家族と暮らしている人向けには家族とともに食卓を囲むことを、また、単身世帯向けには職場や地域での会食会等の取組を提案していくことが、市民の朝食や夕食欠食率を改善していく手段の一つではないかと考えられます。

野菜の摂取量については依然として低く、理想とされる主菜の2倍以上野菜をとると回答した者は合計の28.1%に留まり、7割の人がまだ野菜不足という現状です。

小金井市では、「野菜を食べよう、魚や肉の2倍食べよう」^(注2)というキャッチコピーをもって、野菜の摂取量を増やしていく取組をしていますが、「東京都民の健康・栄養調査」によれば、都民の一日あたりの野菜摂取量は目標量の350gに及ばず、今後も継続して普及啓発していく必要があります。

このような状況の改善には、市民一人一人の意識と、飲食店や食料品販売店においても野菜の摂取を促進させるような取組、そして、それらを支援していく市としての体制強化等、小金井市全体が一丸となって行っていくことが必要です。

(注2) 小金井市では平成23年より飲食店や商店などにミニパンフレット(図2-10)を置き、市民に行きわたるよう配布しています。ミニパンフレットでは『小金井らしい食生活』の推進のため「早寝・早起き・朝ごはん」、「知っていますか?6つのこしょく」、「野菜を食べよう、肉や魚の2倍食べよう!」というキーワードで市民啓発の取組を行っています。

図2-10 食育ミニパンフレット

小金井らしい食生活 Koganei-Style

「野菜」「団らん」「ふれあい」「環境」をキーワードに小金井らしさを

- ◎地場を中心とした新鮮な野菜を楽しみ、低農薬等、良質な野菜にこだわる。
- ◎家の人や友人・知人との団らんを大切に食事をし、
- ◎地域のふれあいを大切にし、環境に優しい食生活を実践する。

～小金井市食育推進計画より抜粋～
小金井市健康課
小金井市食育HP
<http://koganei-style.orc-so.com/>



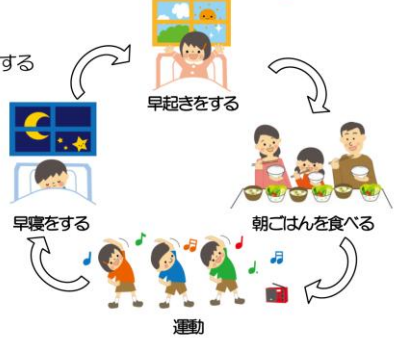
早寝・早起き・朝ごはん

朝ごはんのパワー

- 脳にエネルギーを補給する
- 体温を上げる
- 体のリズムを整える

大切な生活リズム

早寝をする → 早起きをする → 朝ごはんを食べる → 運動 → 早寝をする




知っていますか?

6つの『こしょく』

「こ食」は、栄養が偏ったり、味覚障害になりやすくなります。

孤食	ひとりでの食事
個食	みんなで食べても、それぞれが別々なものを食べる（バラバラ食）
固食	好きなものだけなど食べるものが固定している
小(少)食	食べる量が少なく、バランスが悪い食事
粉食	パンや麺などの粉を使った主食中心の食事
濃食	味の濃い食事（調理済食品や加工食品、多すぎる調味料）



野菜を食べよう


肉や魚の2倍野菜を食べよう!

☆1度の食事に主食と主菜と副菜を揃えよう

主食 (ごはん、パン、めんなどの炭水化物) 1杯
主菜 (肉、魚、卵、豆類などのたんぱく質) 1皿
副菜 (野菜、海藻などのビタミン、ミネラル、食物繊維) 2皿

野菜を食べると…

便秘・肌荒れ・メタボなどの予防・改善



(4) 市及び市内団体による食育関連事業の実施状況と課題

本市では、これまでも第4次基本構想・前期基本計画及び各種個別計画に基づいて、食育に関連する施策・事業を実施してきました。

平成19年度に乳幼児及びその保護者に対する事業を強化したことにより、本計画の「4 具体的な施策の展開」で掲げるように妊婦や乳幼児から小学生までとその保護者への食育の一連の取組が整備されました。全世代に対しても、栄養個別相談、栄養講習会、健康づくりフォローアップ指導教室、特定保健指導や歯科医療連携推進事業等に加えて、保健センター内に食育に関する図書コーナーを設置したり、市民からのご要望により、食に係る出前講座等も実施しています。

また、市内団体等の事業もさまざまな場面、さまざまな形態で実施し、たくさんの市民の方が参加しています。

市立小中学校においては、平成24年度に食育研究指定地区となり、学校給食の管理、食に関する指導など専門的事項に関する高い指導力を持つ栄養教諭を配置し、各校の食育リーダーに対する情報提供、助言等を行うことにより、食育の更なる推進を図っているところです。各学校には栄養士を配

置し、加工品・半加工品・添加物等を使わずに自校式で学校給食を実施してきた蓄積があります。安定供給の問題から全校に拡げられてはいませんが、地場野菜を使った学校給食も実施されています。

特に、「小金井市学校教育の重点」に「食育の充実」が明記され、全校で年間指導計画に食育のねらいが盛り込まれるようになり、各学校で芋掘り・稲づくり等の体験を含めた各種授業や特色あるメニューを含めた学校給食等が工夫されています。

このように、本市での食育関連事業は一定程度充実したものとなっています。しかし、市の各部局及び市内団体が別々に事業を実施しているため、食育に関する事業について市民から問い合わせがあっても的確な案内ができなかったり、事業によっては期待された参加者数が得られていないのが現状です。こういった課題を改善し、事業相互の連携を図り、食育に関する事業情報を一元化して周知を図っていくために、食育関連団体活動調査や地域団体が行う食育関連事業の調査を行っていく必要があります。

また、学齢期は食習慣が形作られる大変重要な時期であることに加え、嫌いな野菜がある児童・生徒や中学生における孤食の割合の高さ等の課題に対応するため、より一層の充実を図ることが求められています。

(5) 小金井市における食育に関する情報収集の現状と課題

本市における食育に関する情報収集としては、市立小中学校において、栄養士が学校給食の改善及び食習慣指導等を目的として、学校単位での調査・研究等が行われてきました。また、「国民健康・栄養調査」、「子ども生活実態基本調査」、「児童・生徒の学力向上を図るための調査」、「児童・生徒の健康に関するアンケート」等、国や都の調査が実施された際に、必要に応じて学校単位での集計を行い、その調査結果を日々の業務等に活かしてきました。

食育を総合的かつ計画的に推進するためには、全世代を対象とした情報収集を全市的に行うことが必要です。そのため、本市では平成20年度、平成22年度に「食育市民アンケート」を実施しました。今後、国の食育推進基本計画や東京都食育推進計画のように、取組の指標としても調査結果を活用するならば、継続的な調査が欠かせません。また、施策の実施に役立てるためには、高度に専門的な分析が求められます。

さらに、食育に関して収集されるべき情報には、アンケート調査等による市民の意識のみならず、地域の情報があります。食育に関する地域情報の収集についても、仕組みづくりを進めていく必要があります。本計画の「5 計画の推進に向けて」で掲げるような食育コーディネーターや食育懇談会の果たす役割が大きくなることが期待されます。



3 食育推進の基本的な考え方

(1) 小金井市における食育の基本方針

小金井市における食育の背景は、平成23年3月に制定した「小金井しあわせプラン（第4次基本構想・前期基本計画）」において、施策の大綱の一つである「誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち（福祉と健康）」の中の保健活動を充実させる施策として食育の充実が位置づけられており、食生活や栄養に関する情報の提供を充実させ、健康的な食生活の実践や地域における食育活動など市民自らの意思で行う活動の支援に努めることとしています。

また、平成24年3月に策定した「小金井市保健福祉総合計画」においては、食育は分野別計画である「小金井市健康増進計画」の中の栄養・食生活に関する取組に位置づけられており、健康・教育・農業等の分野を中心にさまざまな施策を展開することとしています。

さらに、平成25年3月には、より一層食育を推進していくため、小金井市食育推進基本条例を制定しました。

本条例では、健康に暮らせるまち・小金井をつくるため、食育の重要性を再認識し、食に関するさまざまな市民・生産者・事業者・各種団体等が更に連携強化を図るための役割を定めています。

これらを踏まえ小金井市では、食育とは、食に関する健全で豊かなライフスタイルを自ら選び、実践する力を育てることと定義しました。

そのうえで、「野菜」「団らん」「ふれあい」「環境」をキーワードとして、食を通じた豊かで健全な小金井らしいライフスタイルを、市民一人一人が、生産者・事業者が、各種団体等が、そして市が、選び、実践し、協働することによって進めていくことを、食育の基本方針としました。

本計画では「小金井らしい食生活」のあるひとづくり・まちづくりを“Koganei-Style”として、地域に展開しようとするものです。

食育はさまざまな分野に関わり、さまざまな主体によって進められるものであるため、戦略的に推進していくことが必要です。このため、全市民を対象とする情報提供・啓発等の整備、生涯にわたるライフステージに応じた基本的施策の充実、地域における各主体の連携強化を図っていきます。

小金井市食育推進計画の基本的な考え方

食育の土台づくり

啓発活動の充実と
情報の整備

生涯にわたるライフ ステージに応じた食育推 進

乳幼児と保護者、学
齢期、高校生から成人・高
齢者等への取組

“Koganei-Style” の地域展開

生産者・事業者・各
種団体等の連携強
化

(2) 取組の指標

国の食育推進基本計画及び東京都食育推進計画では、取組の指標として数値目標が掲げられています。本計画においては、それらを基本としつつ、本市の実態を踏まえたものとするべく、以下のとおり各項目の検証の目安となる指標を設定しました。

	項目	指標	国	都
1	食育という言葉や意味を知っている	70%以上（市民）	△	△
2	毎日きちんと朝食を食べる	100%（市民）	○	○
3	家族と一緒に食事をする	小4・中1共に100% （朝・夕いずれかでも。兄弟可）	—	○
4	子どもがよい食習慣を家庭で身につける	50%以上（市民）	—	○
5	食事のバランス等に気を付けている	小4・中1共に50%以上 改善意欲のある市民60%以上	△	○
6	食生活に地産地消を取り入れる	地場野菜を食材に利用する市民 80%以上	—	—

○ 目標を掲げている △ 似たような項目で目標を掲げている — 目標を掲げていない

指標の項目1は、本市が平成22年度に実施した「食育市民アンケート」によれば、食育という言葉や意味を知っていると答えた割合は57%程度であったことから（P.4 図2-1）、本計画においても引き続き同様の指標を設定します。

指標の項目2・3・4・5については、東京都の指標に準拠したもので、本計画においても引き続き同様の指標を設定します。

これらの中で項目2については、平成22年度に本市が実施した「食育市民アンケート」によれば、ほとんど毎日食べると答えた割合は87%程度であったことから、対象を小・中学生だけの問題ではなく成人も含めた全市民として設定します。

項目6は、小金井らしい食生活の実現に向けて、食の安全を確保し鮮度にこだわることや、循環型社会の実現を目指し環境にも配慮することは重要であるため、新たな項目として追加しました。本市が平成22年度に実施した「食育市民アンケート」によれば、市内で採れた野菜を「いつも買う」や「たまに買う」と答えた割合が61%程度であったことから（P.9 図2-9）、指標を80%以上として設定します。



4 具体的な施策の展開

本計画では、「野菜」「団らん」「ふれあい」「環境」をキーワードとする「小金井らしい食生活」のあるひとづくり・まちづくりを“Koganei-Style”として、市民一人一人が、生産者・事業者が、各種団体等が、そして市が、選び、実践し、協働することによって進めていくこととしています。

本市における食をめぐる問題の解決に向けて、以下のとおり、「食育の土台づくり」、「生涯にわたるライフステージに応じた食育推進」、「“Koganei-Style”の地域展開」という3つの展開によって、食育の総合的な推進を図っていきます。

(1) 食育の土台づくり～啓発活動の充実と情報の整備～

① 啓発活動の充実

食育月間・食育の日の取組／小金井らしい食生活の推進／農業祭等での啓発活動／循環型（エコベジタブル）教室の推進／夏休み生ごみ投入リサイクル事業

② 情報の整備

食育市民アンケート調査／食育ホームページ／地場野菜等の情報提供

(2) 生涯にわたるライフステージに応じた食育推進

① 乳幼児と保護者の食育推進

ア 保健センター

マタニティクッキング／両親学級／離乳食教室／乳幼児食育メール／こどもクッキング／栄養講習会（親子クッキング）／乳幼児保健相談／栄養個別相談／エンジェル教室（子ども家庭支援センター）

イ 保育所・幼稚園

年間食育計画の作成／離乳食講習会／ふれあい農業／給食だより／クッキング保育／アレルギー相談／栄養士による出前講座／交流給食／地域向け食育相談／地域連携の推進／家庭と協働した食育支援

② 学齢期の食育推進

ア 小学校・中学校

学校における食育の推進と情報発信／給食を通じた食育／地域と交流した食育活動／保護者と協力した食育支援／地域向け食育教室

イ 学童保育所・児童館

食育指導（学童保育所）／子育て相談会（児童館）／乳幼児食事会（児童館）／料理教室（児童館）

③ 高校生から成人・高齢者等の食育推進

ア 高校生から成人の食育推進

栄養個別相談／栄養講習会／健康づくりフォローアップ指導教室／特定保健指導／成人学校

イ 高齢者、障がい者の食育推進

特定保健指導／歯科医療連携推進事業／8020運動の推進／配食サービス

(3) “Koganei-Style”の地域展開～生産者・事業者・団体の連携強化～

① 生産者の食育活動に対する促進策

親子農業体験の促進／学童収穫体験の促進／農家見学会の促進／地場野菜等の販売促進／地場野菜等の情報提供／料理講習会／農業祭等での啓発促進／交流給食への協力／江戸東京野菜の普及促進／新たな特産物の普及促進／野菜収穫体験／子どものための農家訪問ツアー

② 事業者の食育活動に対する促進策

事業者と連携した食育の普及啓発／地場野菜販売の推進／食品の情報発信／食育教室等での連携推進

③ 各種団体等の食育推進活動に対する促進策

食育関連団体活動調査／食育関連団体登録制度／食育関連の人材の活用／環境学習

(1) 食育の土台づくり～啓発活動の充実と情報の整備～

小金井市民を対象に平成22年度に実施した「食育市民アンケート」では、「食育に関心がある」と答えた市民は7割以上でしたが、食育の日や食育月間の認知については「知らない」と答えた市民が9割以上という結果でした。食育への関心は高いものの、市の取組や具体的な施策等への周知に繋がっていないことがわかります。

最近では、食品の残留放射能問題や生肉による食中毒等、食の安全性に関する事例が社会問題化しています。また、海外から多くの食料を輸入する日本では、食品の廃棄が大量に発生していることも報告されており、食をとりまく環境への理解を促進することも重要な課題です。過食や食習慣の偏りにより、肥満などの生活習慣病の患者が増大したり、氾濫する情報に流されて誤ったダイエットを行い、体調を崩したりという食の問題も指摘されているところです。

これらを踏まえ、食育推進の土台づくりとして、食育に関する啓発活動を充実させ、市民が必要とする情報を整備していきます。

① 啓発活動の充実

「野菜」「団らん」「ふれあい」「環境」をキーワードとする「小金井らしい食生活」を推進していきます。

特に、食育月間（6月）と食育の日（19日）を中心に、食育の普及啓発の取組を通して食育の周知を図る等、継続的な啓発活動を展開していきます。

	事業名	事業内容	担当課
1	食育月間・食育の日の取組	食育月間（6月）及び食育の日（毎月19日）に因み、食育に関するイベント等を行い、市報・市HP・学校等で食育の啓発活動を行う。	関係各課
2	小金井らしい食生活の推進	乳幼児から高齢者までを対象にした講座の開催等を通じて、野菜を中心としたバランスのよい食生活を推進する。	健康課
3	農業祭等での啓発活動	農業祭等で食育に関するブースを作る等、啓発活動を行う。	関係各課
4	循環型（エコベジタブル）教室の推進	土作り、種まき、野菜の収穫、野菜くずを出さない環境に配慮した料理教室の一連の流れを実際に体験し、循環型社会について学ぶ。	ごみ対策課
5	夏休み生ごみ投入リサイクル事業	夏休み期間中、家庭から出た生ごみを小中学校に設置されたごみ処理機に投入することができる。希望者にはリサイクル堆肥を配布する。	ごみ対策課

② 情報の整備

食育や食品等に関する基本的な情報を正確かつタイムリーに提供するため、食育市民アンケート調査を実施して、市の実態把握を進めるとともに、食育ホームページを通して情報提供を推進します。特に、食の安全については重視し、適切な情報発信に努めます。

	事業名	事業内容	担当課
1	食育市民アンケート調査	市民の食育の実態を把握するため、本計画終了年度にアンケート調査を実施する。	健康課
2	食育ホームページ	市民ボランティアによる編集委員会をつくり、食に関する情報を提供する。	健康課
3		関係各課の食育に関する事業を紹介する。	健康課
4		地域の食育及び食生活に関する情報を幅広く提供する。	健康課
5	地場野菜等の情報提供	地場野菜等の種類・発売時期・発売場所等の情報を食育ホームページ等で提供する。	健康課 経済課

(2) 生涯にわたるライフステージに応じた食育推進

健康的な体と豊かな心を培い、次の世代を育てていくためには、乳幼児、学齢期、成人、高齢者というようなライフステージごとにさまざまな能力を習得し、生涯を通じてその力を発揮していくことが重要です。そのために、各年齢層に応じた食育の施策を展開することにより、一人一人が食の安全も含め自らの食のあり方について考え、選びとって作りあげていくことを通して、健全な食生活を身につけ、生涯を通じて健やかな生活を送ることができるよう支援していきます。

① 乳幼児と保護者の食育推進

食に対する意識・習慣は幼い頃からの積み重ねによって形作られます。成長著しい子どもたちにとっては、心身の健全な発育のために、健康的で豊かな食生活が極めて重要です。東京都食育推進計画でも、この点に注目してライフステージごとの重点テーマを設定し、子どもたちへの食育を重視しています。食育の基礎・基本を固めていく観点から、子どもたちが望ましい食習慣を身に付けられるように、家庭における食育の向上や関係機関等での集中的な取組を進めます。

ア 保健センター

保健センターは、各種健診等の健康事業を所管し、管理栄養士も配置され、食育推進事業において中核的な役割を担います。

乳幼児期からの食経験は、味覚、嗅覚、視覚など食に関する五感を磨き、食べる意欲や食習慣の基盤となる大切な時期です。各種健診や教室、相談、メール配信等を通して、乳幼児期の食育の充実を図るとともに、保護者へ食育の情報提供をすることで、家族で楽しく食卓を囲むことや、家庭全体の食生活の改善を支援していきます。また、子ども家庭支援センターや保育園との連携を進めます。

	事業名	事業内容	担当課
1	マタニティクッキング	妊婦とそのパートナー等に妊娠期における栄養の摂り方等の講義・実習・試食を行う。	健康課

	事業名	事業内容	担当課
2	両親学級	妊婦とそのパートナー等に各種講義を行う中で栄養講義を行う。	健康課
3	離乳食教室	8～11か月の乳児の保護者を対象に離乳食の講義、試食を行う。	健康課
4	乳幼児食育メール	各種健診・教室・相談への参加者から希望者に対し、メールにて食育等の情報提供を行う。	健康課
5	こどもクッキング	2～5歳児とその保護者を対象に、調理・試食を含む栄養教室を行う。	健康課
6	栄養講習会 (親子クッキング教室)	小学生とその保護者を対象に、生活習慣病予防につながるテーマについて講義・実習・試食を行う。	健康課
7	乳幼児保健相談	乳幼児を対象に、地域センター等で計測を行い、希望者に保健師・管理栄養士等が相談を行う。	健康課
8	栄養個別相談	管理栄養士によるアレルギー食や子どもの小食・偏食の相談を行う。	健康課
9	エンジェル教室	5か月児とその保護者を対象とした育児知識等の各種講習の中で、離乳食の講義・試食を行う。	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)

イ 保育所・幼稚園

保育所・幼稚園は、子どもに直接「食育」を実施する場所であり、毎日の生活体験を積み重ねるなかで、適切な食習慣を形成するため、様々な取組を実施しています。

市立保育園は、栄養士及び調理士等も配置され、園児に対する食育の充実を図る他、そのノウハウを地域に広げていく役割が期待されます。計画的な指導、生産・調理体験等、既に一定の事業が実施されていることから、それらについては継続して充実を図るとともに、特に相談等において地域からの参加の拡充を図ります。また、地域に対して、私立・国立の保育所・幼稚園との連携を推進し、生産者との連携や食育相談を促進していきます。

	事業名	事業内容	担当課
1	年間食育計画の作成	食育計画や年間行事計画を作成し、季節に応じた食育事業を実施する。	保育課
2	離乳食講習会	栄養士による離乳食の講義を行う。特に、地域からの参加の拡充を図る。	保育課
3	ふれあい農業	農業体験として園児が収穫したイモを、調理して食べる。	保育課
4	給食だより	給食だよりを掲示する。特に、食育月間・食育の日の取組を行う。	保育課
5	クッキング保育	園児がクッキング体験をし、食の知識やその大切さを学ぶ。	保育課

	事業名	事業内容	担当課
6	アレルギー相談	アレルギーの子どもを持つ保護者に対し、個別に相談し、給食に反映させる。	保育課
7	栄養士による出前講座	市立保育園の栄養士が児童館に出向き、食育相談を行う。	保育課
8	交流給食	地域の生産者等と園児が交流できる給食を行う。特に野菜や魚の実物が見られるよう配慮する。	保育課
9	地域向け食育相談	離乳食、幼児食、アレルギー食等について、地域からも参加できる食育相談を実施する。	保育課
10	地域連携の推進	私立・国立の保育所・幼稚園との連携を推進し、生産者との交流や食育相談の実施等を促進する。	保育課
11	家庭と協働した食育支援	乳幼児期に適した給食レシピを分かりやすく解説した冊子を毎年テーマを変えて作成し、保護者、園庭開放参加者、相談に来園した市民等に配布し、乳幼児食への理解促進を図る。	保育課

② 学齢期の食育推進

ア 小学校・中学校

小学生から中学生までの学齢期は、子どもたちが次第に自立し、食に関する興味や関心を高めていく時期として、食育における小中学校の役割には大きな期待が寄せられています。

従来から行われている授業・給食等における指導や保護者への支援の充実を図るとともに、地域と交流した食育活動を実施し、児童生徒が保護者に依存した食生活から徐々に自立し、発達段階にに応じて、毎日朝食をとる、栄養バランス、共食などの望ましい食習慣を身につけ、地産地消、食の安全・安心など食への理解が促進されるよう、学校教育活動全体で食育を推進していきます。

	事業名	事業内容	担当課
1	学校における食育の推進と情報発信	学習指導要領に基づく学校ごとの食に関する全体計画を作成し、積極的に食育の推進を図る。	指導室
2	給食を通じた食育	食育リーダーを中心に、給食だよりや給食委員会の活動を通して、望ましい食習慣を身につけさせる。	学務課
3		各学校での食育推進等を支援するため、教育委員会に管理栄養士を配置する。	学務課
4	地域と交流した食育活動	給食だより・校内放送等での取組を含め、地域の生産者等と児童・生徒が交流する。	学務課
5	家庭と協働した食育支援	給食だより等の情報提供を充実させる。	学務課
6		望ましい食習慣の取組ができるよう支援する。	学務課
7		料理教室等の体験を通して、食育普及活動のための食育教室を実施する。	学務課

イ 学童保育所・児童館

学童保育所・児童館は、子どもたちの健全な育成を図るための場所であり、この点を活かした食育を推進していきます。

	事業名	事業内容	担当課
1	食育指導 (学童保育所)	食べることを通して、団らんの楽しさ、作ることの楽しさ、食べることの楽しさを仲間と分かち合う。	児童青少年課
2	子育て相談会 (児童館)	保護者に対する食事や栄養をテーマにした専門家による講演会及び相談会を行う。	児童青少年課
3	乳幼児食事会 (児童館)	子育てひろばや幼児グループで行う食を通じての交流会(情報を交換し、食育に対する理解を深める)を行う。	児童青少年課
4	料理教室 (児童館)	主に小学生から中・高校生ままでを対象として手作りを基本とした料理教室を行い、作り方を指導し、食を共にしながら相互に交流を図る。また、地場野菜等を通じた生産者との交流や環境に配慮した料理教室等を実施する。	児童青少年課

③ 高校生から成人・高齢者等の食育推進

高校生以降は、これまで身につけてきた基礎的な食習慣や食に関する知識・技能を使いながら、適切な自己管理のもと、健全な食生活を実施していく時期です。

しかし、大学生等を含む若年層は、比較的食育に関心が低く、食生活も乱れがちであるとされています。30代以降は内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の増加が懸念されていますが、これらの世代に対して一人一人がより食の大切さを自覚し、生活習慣病等の疾病予防や健全な食生活を送ることができるような支援を行うとともに、障がい者や高齢者が自分に合った食生活を送り、生活の質の向上を図ることができるようさまざまな施策を展開して支援していきます。

ア 高校生から成人の食育推進

生涯を通じて質の高い生活を送るためには、成人期における健全な食生活の実践が不可欠です。特に、糖尿病や脂質異常症などの生活習慣病を発症しやすい40～50代に到達するまでに自分の健康状態への関心を高め、生活改善を行うことは、健康づくりに大きな意味を持ちます。

さらに、大人は家庭や地域における食育の担い手として、食文化の継承や健全な次世代を育てるといった役割もあります。

成人期の食に対する理解を深めるため、食育の情報を発信し、バランスのよい食生活の実践を推進していきます。

	事業名	事業内容	担当課
1	栄養個別相談	糖尿病や脂質異常症、減量等、個人のニーズに合わせた栄養に関わる相談を行う。	健康課

	事業名	事業内容	担当課
2	栄養講習会	生活習慣病や健康づくりに関するテーマを設定し、テーマに合わせた栄養講義や調理実習を行う。	健康課
3	健康づくりフォローアップ指導教室	糖尿病や骨粗しょう症など、疾病に合わせた栄養講義や相談を行うことにより、疾病の予防や健康に対する意識の啓発、生活習慣の改善を支援する。	健康課
4	特定保健指導	特定健康診査において生活習慣病を発病するリスクが高い結果となった方に対して、特定保健指導を行うことにより、疾病の予防や早期発見、健康に対する意識の啓発、生活習慣の改善を支援する。	保険年金課
5	成人学校	食に関する様々なテーマを取り上げた講座等を開催する。	公民館

イ 高齢者、障がい者の食育推進

65歳以上の高齢者や障がい者が、自分の健康状態に合った食生活を送ることができるよう支援するとともに、食と健康に対する意識を高め、健診等を通じて健康な生活を送ることができるよう支援します。

	事業名	事業内容	担当課
1	特定保健指導	特定健康診査において生活習慣病を発病するリスクが高い結果となった方に対して、特定保健指導を行うことにより、疾病の予防や早期発見、健康に対する意識の啓発、生活習慣の改善を支援する。	保険年金課
2	歯科医療連携推進事業	障がい者や要介護者に対するかかりつけ歯科医の紹介を行うことにより、歯周疾患等の予防やむし歯の早期発見、治療を行い、生涯を通じて自分の歯で食べることができるよう支援する。	健康課
3	8020運動の推進	生涯を通じて健康的な食生活が実践できるよう、80歳で20本以上の歯がある高齢者の増加を目指す。	健康課
4	配食サービス	高齢者や精神障がい者の健康的な食生活と安否確認等のため食事の配達を行うことにより、自立した食生活を支援する。	自立生活支援課 介護福祉課

(3) “Koganei-Style”の地域展開～生産者・事業者・団体の連携強化～

「野菜」「団らん」「ふれあい」「環境」をキーワードに、「小金井らしい食生活」のあるひとづくり・まちづくりを“Koganei-Style”として地域に展開していくためには、食育に関わる様々な主体の協働が必要です。

特に、生産体験や地産地消において生産者が果たす役割、食品の流通や飲食等の事業者が果たす役割、また、各種団体等が行っている食育関連事業の役割は大きく、地域で連携することが重要であると考えられます。市が中心となって、生産者・事業者・各種団体等の食育活動を促進し、連携を強化していきます。

① 生産者の食育活動に対する促進策

「野菜」にこだわった「小金井らしい食生活」を推進するため、環境に配慮し、地場を中心とした新鮮な野菜を食べる機会を増やし、生産体験や生産者との交流を推進していきます。

既に実施されている生産体験の機会や庭先直売の充実を図る他、庭先直売所マップを配布し、地場野菜の情報提供や農業祭での啓発活動等を進め、交流給食への協力を求めています。

	事業名	事業内容	担当課
1	親子農業体験の促進	生産体験の機会として、親子農業体験事業を促進する。	経済課
2	学童収穫体験の促進	市内小学校での生産体験の機会として、学童収穫体験事業を促進する。	経済課
3	農家見学会の促進	生産者との交流や生産体験の機会として、市内農地の見学等を行う農家見学会を促進する。	経済課
4	地場野菜等の販売促進	新鮮で安全な農産物を扱う地産地消の機会として、庭先直売や事業者との連携により推進する。	経済課
5		庭先直売を促進するため、庭先直売マップを作成し、配布する。	経済課
6	料理講習会	地産地消を推進するために実施される地場野菜を利用した料理講習会を促進する。	経済課
7	交流給食への協力	市立保育園・市立小中学校等が行う交流給食に協力を求め、情報の提供等を行う。	経済課
8	江戸東京野菜の普及促進	飲食店等と協力し、江戸東京野菜を使った新たなメニューの開発・販売を行う。	経済課
9	新たな特産物の普及促進	ルバーブ等新しい農産物の研究を行い、特産化を図る。	経済課
10	野菜収穫体験	食品リサイクル堆肥を使って育てた野菜の収穫体験を行う。	ごみ対策課
11	子どものための農家訪問ツアー	中学生以下の親子を対象に、生ごみリサイクル堆肥を使って野菜を栽培している農家を訪問し、野菜の収穫体験を行う。	ごみ対策課

② 事業者の食育活動に対する促進策

本市においては、ほとんどの市民が食料品をスーパーや食料品店で購入しています。一方で、最近では「外食」や「中食^(注3)」も増えています。

特に、大学生や単身者等を含む 20 代から 30 代の若い世代は「外食」や「中食」の利用が多い傾向にあり、家庭以外の地域における食育の場が必要です。

このため、市民が食料品を購入したり、外食する機会を食育の場と捉え、食育ミニパンフレットを配布する他、地場野菜販売の事業者との連携のさらなる充実を図ります。また、健康な食生活を送るため、食品に関する情報発信を行っていきます。

(注3) 飲食店などで食べる食事(外食)や家庭で料理して食べる食事(内食)に対して、スーパーやコンビニエンスストア等で惣菜や弁当等を買って帰り、家でする食事や、その食品のことです。

	事業名	事業内容	担当課
1	事業者と連携した食育の普及啓発	飲食店や商店でミニパンフレットを置く等、市民へ食育に関する普及啓発を推進する。	関係各課
2	地場野菜販売の推進	地場野菜の販売を事業者との連携によって推進する。	健康課
3	食品の情報発信	保健所と連携して健康な食生活を送るための推進をする。	健康課
4	食育教室等での連携推進	事業者と連携して、小中学校等で環境に配慮した食育教室等を行う。	学務課

③ 各種団体等の食育推進活動に対する促進策

食育・食生活の改善その他食生活を豊かにしていく主体として、各種団体は既に大きな役割を果たしており、今後、“Koganei-Style”を地域展開していく上で、もっとも大きな期待が寄せられると考えられます。各種団体等が相互に、また、市や事業者等と連携して、その活動を発展させていくことが極めて重要であると言えます。

既に各種団体等が実施している食育の取組をさらに充実していくとともに、ボランティア活動、サークル活動を含めた各種団体等の活動推進のため、食育関連団体について活動調査を実施の上、登録制度により、情報発信や相互交流を推進していきます。

	事業名	事業内容	担当課
1	食育関連団体活動調査	市内NPO、自治会・町会、子ども会その他の地域団体が行う食育関連事業を調査する。	健康課
2	食育関連団体登録制度	食育・食生活の改善その他食生活を豊かにするために市内で活動する団体等（サークル含む）の登録制度をつくり、関連情報の提供等を行う。	健康課
3		食育ホームページで、食育関連団体の紹介等、情報発信を行う。	健康課
4	食育関連の人材の活用	市内の食育関連の人材を活用して市民協働による食育の推進を行い、関係機関の連携を図る。	健康課
5	環境学習	環境市民会議による食に関わる講座の開催支援のほか、「食」と「環境」を考える様々な講座を開催する。	環境政策課



5 計画の推進に向けて

多くの主体の協働が求められる食育において計画を着実に進めていくためには、計画推進のための仕組みづくりと、それぞれの主体がそれぞれの役割を認識し、果たしていくことが必要です。

市においては、食育推進会議・食育推進検討委員会を継続して開催し、効果的・効率的な推進体制づくりを進めるとともに、食育懇談会を開催して食育に関係する市内団体等の連携と交流を推進していきます。

また、市、市民、生産者・事業者、各種団体等それぞれの役割を明確化し、啓発活動を行っていきます。

(1) 施策の推進体制

本計画を効果的・効率的に進めていくためには、市の体制のみならず、地域での仕組みづくりが必要です。

学識経験者や公募市民等による委員で構成される食育推進会議によって、本計画の進捗状況の検証や必要な推進策を検討することに加え、今後は食育コーディネーターを設置し活用していきます。また、事業の円滑な実施を推進するため、市の関係課が構成する食育推進検討委員会を継続して開催し、健康課を中心として体制の強化を図ります。その他、食育に関する情報の交流を図るため、食育関連団体等による食育懇談会を開催していきます。

併せて、若年層に対して食育を推進するため、専門的識見を食育に活かす観点から、大学等との連携を強化していきます。

	事業名	事業内容	担当課
1	食育推進会議	食育推進会議を継続して開催し、本計画の進捗状況を検証するとともに、必要な推進策を検討する。	健康課
2	食育コーディネーターの設置	食育に関する関係機関等との連携を促進する。	健康課
3	食育推進検討委員会	市の食育推進事業の円滑な推進を図るため、関係課による食育推進検討委員会を継続して開催し、健康課を中心とした体制の強化を図る。	健康課
4	食育懇談会	食育関連情報の交流を図るため、食育月間に食育関連団体等による懇談会を開催する。	健康課
5	大学等との連携推進	若年層に対する対策及び食育に関する実態等の継続的な研究推進のため、大学等との食育推進事業の連携を推進する。	健康課

(2) 関係者の役割

食育を小金井市全体で推進していくためには、関係者はそれぞれ次のような役割を認識し、果たしていくことが重要です。

① 市の責務

- 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する。
- 農業関係者と連携し、学校給食等で積極的に小金井産野菜等が利用されるように推進するよう努める。
- 食育に関する施策の情報の収集と発信、啓発に努める。
- 食育の推進に当たっては、国、東京都及び他の地方公共団体との連携に努める。

② 市民

- 食に関する知識及び適切な判断力を養い、望ましい食生活を実践するよう努める。
- 生涯にわたり、家庭、地域等の団らん・触れ合いの場を通し、健康的で心豊かな食生活の実現に自ら努める。
- 食を通じて子どもたちが健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため、楽しく食事をするような環境づくりに努める。

③ 教育関係者

- 国及び東京都で定める指導の方針を踏まえ、子どもが食に関する理解を深められるよう努める。
- 教育と食育のつながりを大切にして、食の安全、栄養及び健康の増進の理解が深められるよう努める。
- 教育に関する分野において積極的に食育を推進するよう努めるとともに、関係機関と連携し、情報の共有化を図る。
- 市及び農業関係者と連携し、学校給食等に、小金井産野菜等が利用されるよう努める。
- 地域と連携を図り、食文化を伝えるための行事食の充実及び伝統食等の継承を図るよう努める。
- 科学知識、技術及び情報をいかし、基本理念の実現に協力するよう努める。

④ 福祉関係者等

- 関係機関と連携し、食育の推進に努め、かつ、その知識と経験を積極的に市民に示し、市民の健康に資するよう努める。
- 医療関係者等との連携を強化し、生活習慣病等の予防及び改善並びに健康の維持に係る情報の発信と意見交換・共有に努める。

⑤ 医療関係者等

- 関係機関との連携を強化し、生活習慣病等の予防及び改善並びに健康の維持に係る情報の発信と意見交換・共有に努める。
- 市民への生命及び生活の質の向上を図るための知識・経験・技術の情報発信に努める。

⑥ 農業関係者

- 食育推進のため農地の適正利用に努めるとともに、農地を次世代へ継承するよう努める。
- 市民が地産地消を継続的に行えるように農産物の生産力の向上に努める。
- 安心安全な農産物の提供に努める。
- 行政と連携し、市民の農業体験の機会を作るために積極的に努める。
- 食文化を伝えるための行事食の充実及び伝統食等の継承を図るよう努める。
- 関係機関と連携し、小金井産野菜等を積極的に学校給食等へ供給するよう努める。
- JA 及び農業委員会は農業者や関係団体の食育推進に積極的に協力するよう努める。

⑦ 食品関連事業者等

- 健康と食育のために栄養バランスの良い食生活の重要性を認識し、積極的に食育の推進に努める。
- 市が実施する食育の推進に関する施策に協力するよう努める。
- 安全性の高い食品の提供に努めるとともに、市民への食に関する幅広い情報提供を行うよう努める。



資料

(1) 食育推進会議及び検討経過

① 食育推進会議委員名簿

委員氏名	選出区分	任期
池田 多鶴子	公募市民	平成23年10月29日～平成25年10月28日
松井 眞佐子	公募市民	平成23年10月29日～平成25年10月28日
酒井 文子	公募市民	平成23年10月29日～平成25年10月28日
雀部 かおり	公募市民	平成23年10月29日～平成25年10月28日
大竹 美登利	学識経験者	平成23年10月29日～平成25年10月28日
村松 真貴子	学識経験者	平成23年10月29日～平成25年10月28日
廣野 恵三	関係団体代表	平成23年10月29日～平成25年10月28日
井上 誠一	関係団体代表	平成23年10月29日～平成25年10月28日
三笠 俊彦	関係団体代表	平成23年10月29日～平成25年10月28日
藤田 とよみ	関係団体代表	平成23年10月29日～平成25年10月28日
萩原 哲男	関係団体代表	平成23年10月29日～平成25年10月28日
大坪 美津枝	関係行政機関の職員	平成23年10月29日～平成25年3月31日
齊藤 幸穂	関係行政機関の職員	平成25年4月1日～平成25年10月28日
佐竹 真由美	市の職員	平成23年10月29日～平成25年10月28日

② 検討経過

開催年月日	主な内容
平成23年12月13日	平成23年度第1回小金井市食育推進会議 ● 会長・副会長の互選について ● 今後の食育推進会議の進め方について
平成24年 2月10日	平成23年度第2回小金井市食育推進会議 ● 食育月間について ● 食育推進計画について
平成24年 6月15日	平成24年度第1回小金井市食育推進会議 ● 食育推進計画について
平成24年10月31日	平成24年度第2回小金井市食育推進会議 ● 食育推進計画について
平成25年 3月21日	平成24年度第3回小金井市食育推進会議 ● 食育推進計画について
平成25年 7月30日	平成25年度第1回小金井市食育推進会議 ● 食育推進計画について
平成25年10月21日	平成25年度第2回小金井市食育推進会議 ● 食育推進計画について（答申）

(2) 食育基本法（平成17年法律第63号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあつては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓

発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）

二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

小金井市食育推進基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 基本となる施策（第4条—第12条）

第3章 推進体制（第13条—第15条）

付則

前文

食は、身体の健康と心の豊かさを育み、人と人とのコミュニケーションを大切にし、豊かな暮らしを創造する上で、重要な役割を持っている。

食育は、生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるものである。同時に、市民が様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択できる力を習得し、健全な食生活を実践できる人を育てることが求められている。

一方、現代社会では、小金井市においても、食の大切さが見失われ、家庭内での食の伝承が弱まり、若者が朝食をとらない傾向が強まっている。また、栄養の偏り等による肥満や生活習慣病については、低年齢化及び人数増加の傾向にある。

小金井市は、こうした状況を踏まえ、平成20年4月以降、「野菜」、「団らん」、「ふれあい」、「環境」をキーワードに「小金井らしい食生活」のあるひとづくり・まちづくりを“Koganei-Style”（こがねいすたいる）として、食に関する様々な市民・生産者・事業者・各種団体等が力を合わせて地域展開してきた。

今後、更に連携を強化し、食育を市民の日常生活に取り込み、健康に暮らせるまち・小金井をつくることが、我々に課せられている課題である。

ここに、食育に関わる基本理念を明らかにし、市民と食に関わる全ての人が総合的に小金井市の食育を推進するために、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、食育に関し、基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、小金井らしい食生活のあるひとづくり・まちづくりの地域展開を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食育 様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
- (2) 教育関係者 教育に関する職務に従事する者並びに教育関係機関及び関係団体をいう。
- (3) 福祉関係者等 介護その他の社会福祉に関する職務に従事する者並びに社会福祉等に関する関係機関及び関係団体をいう。
- (4) 医療関係者等 医療及び保健に関する職務に従事する者並びに医療、保健等に関する関係機関及び関係団体をいう。
- (5) 農業者 農業（畜産業及び養蜂業を含む。）を営む者をいう。

- (6) J A 小金井市内の東京むさし農業協同組合（J A東京むさし）をいう。
- (7) 農業委員会 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づき、設置された行政委員会をいう。
- (8) 食品関連事業者等 食品の製造、加工、流通もしくは販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体をいう。
- (9) 小金井産野菜等 小金井市内で生産される野菜、果実及び蜂蜜をいう。
- (10) 学校給食等 小中学校及び保育所で提供される給食をいう。

（基本理念）

第3条 食育の推進は、次に掲げる基本理念に基づき行われなければならない。

- (1) 心身の健康と豊かな人間形成に資することを自覚し、家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会及び場所で、食育の推進の活動を実践することにより、動物や植物の命をいただく意味や自然の恩恵に対する感謝など食に関する理解を深められるようにすること。
- (2) 食品の安全、日本の伝統的な食文化、地域の特性をいかした食生活等に配慮するとともに、農業者と消費者との交流等を図ることにより、小金井産野菜等への理解が深められ、地域の活性化に資するよう推進されること。
- (3) 教育関係者、福祉関係者等、医療関係者等、農業者、J A、農業委員会及び食品関連事業者等（以下これらを「関係機関」という。）並びに市民が相互理解を深め、自主的活動を尊重し、あらゆる世代において食育推進の交流・連携を図り、小金井らしい食生活のあるひとづくり・まちづくりが行われること。
- (4) 食料の生産から消費に至るまでの過程における環境への負荷について知識を深め、地産地消を推進するとともに、農業者と消費者との交流等を図り、農業の振興と地球環境の保全に寄与するよう行われること。

第2章 基本となる施策

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める食育の推進に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

- 2 市は、農業者、J A及び農業委員会（以下これらを「農業関係者」という。）と連携し、学校給食等で積極的に小金井産野菜等が利用されるように推進するよう努めるものとする。
- 3 市は、食育に関する施策の情報の収集と発信、啓発に努めるものとする。
- 4 市は、食育の推進に当たっては、国、東京都及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、食に関する知識及び適切な判断力を養うよう努めるものとする。

- 2 市民は、生涯にわたり、家庭、地域等の団らん・触れ合いの場を通し、健康的で心豊かな食生活の実現に自ら努めるものとする。
- 3 市民及び父母その他の子どもの保護者は、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識し、食を通じて子どもたちが健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため、楽しく食事をするような環境づくりに努めるものとする。

（教育関係者の役割）

第6条 教育関係者は、国及び東京都で定める指導の方針を踏まえ、子どもが食に関する理解を深められるよう努めるものとする。

- 2 教育関係者は、教育と食育のつながりを大切にして、食の安全、栄養及び健康の増進の理解が深められるよう努めるものとする。
- 3 教育関係者は、基本理念にのっとり、教育に関する分野において積極的に食育を推進するよう努めるとともに、関係機関と連携し、情報の共有化を図るものとする。
- 4 教育関係者は、市及び農業関係者と連携し、学校給食等に、小金井産野菜等が利用されるよう努めるものとする。
- 5 教育関係者は、地域と連携を図り、食文化を伝えるための行事食の充実及び伝統食等の継承を図るよう努めるものとする。
- 6 教育関係者は、前項に規定する食育の推進に当たっては、食育に関する科学知識、技術及び情報をいかし、基本理念の実現に協力するよう努めるものとする。

(福祉関係者等の役割)

第7条 福祉関係者等は、関係機関と連携し、食育の推進に努め、かつ、その知識と経験を積極的に市民に示し、市民の健康に資するよう努めるものとする。

- 2 福祉関係者等は、医療関係者等との連携を強化し、生活習慣病等の予防及び改善並びに健康の維持に係る情報の発信と意見交換・共有に努めるものとする。

(医療関係者等の役割)

第8条 医療関係者等は、関係機関との連携を強化し、生活習慣病等の予防及び改善並びに健康の維持に係る情報の発信と意見交換・共有に努めるものとする。

- 2 医療関係者等は、市民への生命及び生活の質の向上を図るための知識・経験・技術の情報発信に努めるものとする。

(農業者の役割)

第9条 農業者は、食育推進のため農地の適正利用に努めるとともに、農地を次世代へ継承するよう努めるものとする。

- 2 農業者は、市民が地産地消を継続的に行えるように農産物の生産力の向上に努めるものとする。
- 3 農業者は、安心安全な農産物の提供に努めるものとする。
- 4 農業者は、行政と連携し、市民の農業体験の機会を作るために積極的に努めるものとする。
- 5 農業者は、食文化を伝えるための行事食の充実及び伝統食等の継承を図るよう努めるものとする。
- 6 農業者は、関係機関と連携し、小金井産野菜等を積極的に学校給食等へ供給するよう努めるものとする。

(JAの役割)

第10条 JAは、農業者の生産力向上を支援するよう努めるものとする。

- 2 JAは、農業者が安心安全な農産物を提供することができるよう、指導及び支援するよう努めるものとする。
- 3 JAは、関係機関と連携し、食育推進に積極的に協力するよう努めるものとする。

(農業委員会の役割)

第11条 農業委員会は、食育に関する農業者の役割を認識し、農業者に役立つ情報の提供に努めるものとする。

- 2 農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定に基づき、市内の農業に関する事項について意見を公表し、小金井産野菜等の情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の役割)

第12条 食品関連事業者等は、健康と食育のために栄養バランスの良い食生活の重要性を認識し、積極的に食育の推進に努めるものとする。

2 食品関連事業者等は、市が実施する食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 食品関連事業者等は、安全性の高い食品の提供に努めるとともに、市民への食に関する幅広い情報提供を行うよう努めるものとする。

第3章 推進体制

(推進計画)

第13条 市は、食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、小金井市食育推進計画（以下「推進計画」という。）を作成するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 食育の推進に関する基本方針

(2) 食育の推進に関する目標

(3) 食育の推進に関する施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

(推進会議)

第14条 市は、法第33条第1項の規定に基づき、小金井市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ、推進計画の作成及びその進捗状況の検証を行うとともに、必要な推進策を検討し、市長に意見を述べることができる。この場合において、市長は、必要に応じて当該意見を公表することができる。

3 推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員16人以内をもって組織する。ただし、第1号の委員は、公募によるものとする。

(1) 市民 5人以内

(2) 学識経験者 2人以内

(3) 関係機関の役員又は職員 7人以内

(4) 関係行政機関の職員 1人以内

(5) 市の職員 1人以内

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続して3期を超えてはならない。

5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

7 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

8 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

9 推進会議は、推進計画及び推進会議の方針に基づき関係機関との幅広い連携を促進するため、委員の互選により食育コーディネータ1人を置くことができる。

10 推進会議の会議は会長が招集して年4回以上開催し、市は推進会議において食育の推進状況等を報告する。

11 推進会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

12 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

1 3 推進会議は、必要に応じ委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

1 4 推進会議の庶務は、福祉保健部健康課において処理する。

1 5 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(公表)

第15条 市長は、食育の推進状況等について、市民に公表しなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第14条、次項及び付則第3項の規定は、平成25年10月29日から施行する。

(小金井市食育推進会議設置条例の廃止)

2 小金井市食育推進会議設置条例（平成19年条例第11号）は、廃止する。

(経過措置)

3 第14条第4項の規定は、前項の規定の施行の際現に前項の規定による廃止前の小金井市食育推進会議設置条例の規定により委員に委嘱されている者の平成19年10月29日以降の任期についても通算して適用する。

小金井市食育推進計画（平成25～28年度）

発行年月日　：　平成25年12月

発　　行　：　小金井市

編　　集　：　福祉保健部健康課

〒184-0015

東京都小金井市貫井北町5-18-18　小金井市保健センター

TEL　：　042-321-1240

FAX　：　042-321-6423